

令和4年6月10日 美郷町農業委員会会議録

令和4年6月10日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
3番	高橋秀行	11番	中野龍太郎
4番	佐々木竜孝	12番	佐藤久
5番	奥山秀治	13番	木村とも子
7番	深田秋彦	14番	高橋正和
8番	細井千代文	16番	鈴木敏夫
9番	井関一良	17番	高橋正尚

本会委員出席者 14名

2. 欠席委員は、次のとおり

2番	加藤堅之助
6番	佐々木定廣
15番	深沢靖

欠席者 3名

1. 出席事務局職員

局 長	小田長 光 仁
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第26号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第 7 議案第27号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午前9時40分本委員会の閉会を告げた。

令和4年6月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年6月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時40分
5. 議事録署名委員 14番 高橋 正和
16番 鈴木 敏夫

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第6回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、14番、高橋委員、16番、鈴木委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第22号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第22号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第22号、申請番号26番から29番について議案書をもとに朗読、説明 】
はじめに所有権移転です。
申請番号26番、六郷地区の田1筆、1, 876㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。〇〇〇さんの農地に入りがないため、渡人の農地を購入し、耕作不便を解消するものです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号27番、千畑地区の田2筆、1, 252㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該農地を相続しましたが、居住が遠方であることから、近隣で耕作している受人へ売買するものです。総額で〇〇〇円です。
申請番号28番、六郷地区の田1筆、畑1筆、2, 448㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は自営業をしており耕作しないため、家庭菜園ができる農地を探していた受人が農地を購入するものです。受人からは耕作の誓約書の提出がありました。10aあたり〇〇〇円です。
続きまして賃貸借権です。
申請番号29番、千畑地区の田7筆、12, 595.04㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者はこれまで基盤強化促進法で賃貸借契約

しておりますが、期間満了で希望により農地法3条で再設定となります。総額〇〇〇円で期間は3年間です。

申請番号26番から29番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第22号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号26番から29番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号26番から29番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号26番から29番については原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第22号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第23号農地法第5条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。議案第23号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第23号、申請番号3番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号3番、六郷地区の畑2筆、2, 270㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。この案件は令和2年10月の総会において、資材置場へ転用したいとした案件です。このたび、受人からは転用計画の変更を願い出されております。理由として、「許可後所有権移転をし資材置場として造成工事をしていたところ、当該土地を宅地分譲してほしいとお客からの要望があり、地域の活性化、住宅用地としての需要があることから、事業計画を変更し再度申請したい」とのことでした。まだ完了報告は提出されていません。この案件は、宅地造成のみは認められませんが、特定建築条件付き売買ということで、販売できなかった土地には受人自ら住宅を建設することが条件となっております。住宅は全部で8棟の計画です。面積は、分譲住宅1, 973㎡、通路297㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金です。用地取得費〇〇〇円で、前回取得済みです。総事業費の内、〇〇〇円は全部販売できなかった場合、8棟建築する場合の金額です。当該地は第2種農地ですが、農地法施行規則第45条第1項第2号に該当すると考えます。役場六郷出張所、学友館の周囲概ね1km以内に当該地が位置し、それを半径とする円に囲まれる区域に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合ということで今回は41.2%です。この案件につきましては、4ページに位置図、5ページに配置図、6ページから9ページに平面図、10、11ページに立面図、12ページに公図を添付しております。平面図のA棟、B棟は受人が自ら建築しなければならなくなったときに建築する予定の図面です。以上です。

●議 長 議案第23号について、事務局より説明が終わりました。

それでは、転用でございまして、調査の報告をお願いします。

3番委員 調査の報告をいたします。6月5日、午前9時頃から中野委員と受人の受任者であります〇〇〇さん立ち会いのもとに聴き取り調査をいたしました。ただ今事務局より説明がありました通り用途変更ということで資材置き場が住宅建設になったということでありました。色々聴き取りした結果問題なかったということでご報告いたします。ちなみに、渡人にはその後聞き取り調査をしております。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号3番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号3番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番については原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第23号については原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

次に、日程第4、議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第24号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第24号、申請番号67番から70番について議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号67番、仙南地区の畑2筆、502㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は離農するため農地を全て手放したく受人へ売買するものです。総額〇〇〇円で引き渡し時期は6月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして賃貸借権です。全て再設定です。

申請番号68番、仙南地区の田3筆、14,360㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。受人の経営状況は、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号69番、仙南地区の田2筆、4,274㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号70番、仙南地区の田2筆、3,496㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号67番から70番までの4件はいずれも農業経営基盤強化促進法

- 第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第24号について、事務局より説明が終わりました。それでは、これより審議を行います。申請番号67番から70番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号67番から70番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号67番から70番については原案のとおり決しました。
- よって日程第4、議案第24号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第5、議案第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第25号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第25号、申請番号99番から111番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
- 中間管理事業による賃借権設定です。申請番号101番の期間は令和4年7月1日から令和7年4月30日までの2年10ヶ月です。申請番号106番の期間は令和4年6月15日から令和6年2月29日の1年8ヶ月です。申請番号110番は令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間、その他の期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間です。
- 申請番号99番、千畑地区の田2筆、8,073㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号100番、仙南地区の田2筆、3,912㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号101番、六郷地区の田2筆、419㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。こちらの期間が短いのは他の契約期間に合わせるためです。
- 申請番号102番、千畑地区の田3筆、1,665㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号103番、六郷地区の田1筆、759㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号104番、仙南地区の田2筆、畑1筆、3,344㎡、出し手は〇〇〇さん、総額で〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号105番、仙南地区の田9筆、畑2筆、17,830㎡、出し手は〇〇〇さん、総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号106番、仙南地区の田15筆、26,965㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。こちらの契約が短いのは今まで契約していたふるさと農協を通した円滑化事業の受け手が〇〇さんでしたが、これを解約して中間管理事業で〇〇〇さんの法人へ受け

手変更するというものです。これまでの残存期間を耕作して、契約が切れた時に受け手をまた新たに考えたいとのことでした。

申請番号107番、千畑地区の田6筆、9,314㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号108番、千畑地区の田1筆、714㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号109番、仙南地区の田10筆、10,825㎡、出し手は〇〇〇さん、総額で〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号110番、千畑地区の田21筆、21,365㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号111番、仙南地区の田2筆、2,128㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号99番から111番までの13件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第25号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号99番から111番まででございます。質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号99番から111番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号99番から111番までについては原案のとおり決しました。

日程第5、議案第25号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に日程第6、議案第26号農業委員会事務の実施状況等の公表についてを上程し議題とします。議案第26号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第26号について議案書をもとに朗読、説明 】

農業委員会事務の実施状況等の公表について説明いたします。この公表につきましましては、平成28年3月4日付、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づくもので、毎年6月末までに町ホームページ等での公表が義務付けられているものです。

昨年までは目標及びその達成に向けた活動計画(案)もありましたが、今年度からは「最適化活動の目標の設定等」に変わり、4月総会時にお渡ししておりますし、今回改めてお手元にお渡ししております。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ですが、1ページ目は、農業委員会の状況ということで、令和4年3月31日現在の農家・農地等の概要や農業委員会の体制を記載しております。一部データは令和2年農林業センサスの数値を引用しております。

2ページ目は、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。集積目標面積5,428haに対し、実績面積5,307haで98%の達成率でした。

3ページ目は、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。令和3年度は

1経営体の実績がありました。農地0.4haにトマトの栽培に取り組んでおります。4ページ目は、遊休農地に関する措置に関する評価です。令和3年度は遊休農地の解消には至りませんでした。

5ページ目は違反転用への適正な対応で、令和3年度は該当ありませんでした。

6ページから7ページ目は、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1の農地法第3条に基づく許可事務は61件でした。2の農地転用に関する事務では農地法第4条、第5条で知事へ送付した案件で処理件数は11件ありました。

3の農地所有適格法人からの報告への対応は48法人から報告書の提出をいただいております。

4の情報提供等は賃借料情報として令和4年1月に令和3年の実績をもとにとりまとめたものをホームページと3月の広報で公表しております。農地の権利移動等の状況把握は、公告日において掲示板にて公告しております。農地台帳の整備は全国農地ナビにおいて公表しております。

8ページの地域農業者等からの要望、意見は特にありませんでした。また、事務の実施状況の公表等は議事録についてホームページに公表しております。

以上で説明を終わります。

●議 長 議案第26号について、事務局より説明が終わりました。議案第26号について質疑、意見等ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。

●議 長 ある程度目標を達成しており推進員を置かなくても良い農業委員会なので現状維持という推移ですが、遊休農地を少しずつ解消していければと思います。認定農業者についてはこれからも集積されると思われまので、これによろしいでしょうか。

●議 長 日程第6、議案第26号については、原案のとおり承認し公表することにご異議ありませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第26号については、原案のとおり承認し公表いたします。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時20分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時23分

●議 長 それでは、日程第7、議案第27号美郷農業振興地域整備変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。議案第27号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第27号について議案書をもとに朗読。 】

農政課職員 美郷農業振興地域整備計画の変更案について説明させていただきます。資料の1ページ目をご覧ください。今回申請がありましたのは、除外の案件が2件です。

除外申請番号1番についてですが、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇さんの父親である〇〇〇さんです。申請地は〇〇〇で変更申請面積は331㎡です。変更前の地目は田、変更後の用途は一般住宅及びカーポートの用地となります。変更内容ですが、申請者の〇〇〇さんは現在生家に居住しておりますが、出産等子供の成長に伴い手狭になってきたことから夫婦と子供が住むための新居の建築を希望しております。場所の選定にあたりましては今後の子育てや家族の介護などを考慮して生家に隣接した当該地に建てることを希望しているものです。

続いて申請番号2番の説明をいたします。転用事業者、土地所有者ともに〇〇〇の〇〇〇さんです。申請地は〇〇〇で変更申請面積は244㎡です。変更前の地目は畑、変更後の用途は一般住宅及び車庫の用地となります。変更内容ですが、申請者のお子さんの結婚、出産を機に家族が増加したため現在の住宅が手狭となり、お子さん夫婦が居住する住宅の新築を希望しております。場所の選定にあたり今後の子育てのことを考慮して生家の近傍である当該地に建てることを希望しているものであります。

今回の変更の案件は以上の除外2件であります。

- 議 長 議案第27号について、説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番から2番の質疑を行います。質疑ございませんか。
- 16番委員 農政課の写真で私たちは判断しますが、申請番号1番の写真は分かりづらく判断するのは難しいように思います。
- 農政課職員 写真を撮り直して再度申請したいと思います。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時30分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時36分

- 議 長 ほかに質疑ございますか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。よって議案第27号について意見の答申ですが、申請番号1番は保留とし来月再提出、申請番号2番は許可相当と意見決定してもよろしいでしょうか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって日程第7、議案第27号については申請番号1番については保留、申請番号2番については許可相当の意見を附して答申いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時40分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年6月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 正 和

議事録署名委員 鈴 木 敏 夫